

ダイバーシティ就労支援事業の効果分析の考え方

※ 令和元年度事業報告にむけて作業するに当たっての考え方を示すものであるが、あくまでバランス部会における議論のためのたたき台として作成したものである。

1. 基本的な枠組み

ダイバーシティ就労支援事業の効果分析は、費用便益分析の考え方で行う。

費用・便益を認識する単位は、社会全体(社会的費用便益)とするが、付随的に、政府における収入・支出の分析を行う。

費用及び便益は、原則として定量的(金銭換算)なものとするが、併せて非金銭的な便益についても定性的な形で示す。

なお、費用及び便益分析の基礎となる部分は雇用効果であるが、本稿では、雇用効果が推定されることを前提とした上で、費用及び便益を推定する方法について示す。

2. 社会的費用

費用に含まれるのは以下のとおりとする。

本事業の事業費(補助金総額)

事業者の自己負担

協力機関(訓練先企業等)の自己負担

自己負担について、簡便法としては補助金総額と補助率から推定する方法も考えられる。

なお、就労後も引き続き一定の支援が必要な場合は、これも費用に含める。

以下は、算定可能な場合は費用から控除する

支援の過程で生産された財・サービス等の収入

支援中の支援対象者に対する工賃等 ※

※ 支援対象者に対する工賃は内部での移転と考え費用から控除する。

3. 社会的便益

便益に含まれるのは以下の通りとする

所得(就労による収入)の増加

GDP の増加

福祉的支出の削減

その他の便益(金銭による計測が可能なもの)

この他、非金銭的な便益(社会的包摂など)があり、これらは定性的に論じるものとする。

なお、社会的便益は、将来的に発生するものが多い。このため将来的なキャッシュフローを適当な割引率で割り引いて現在価値を求めるべきであるが、国債の年利回りも0.1~0.2%程度と低いので、簡便のため割引前キャッシュフローで評価する。

3.1. 所得増加

本事業の支援がなければ、そもそも就労が困難であったと考えられる場合は

$$\text{雇用増加数} \times \text{月間平均賃金} \times \text{平均就労可能月数}$$

を所得増加とする。月間賃金は、推定可能な場合は、就職時賃金に一定の賃金上昇率を乗じて将来的なキャッシュフローを求める。就労可能月数は年齢等から推定するか、効果の及ぶ期間として一定の期間を想定する(例えば3年あるいは5年)。

本事業の支援について、早期就職の効果や就職後の賃金の上昇効果が認められるが、就労そのものは支援がなくても可能であったと考えられる場合は所得増加を以下で推定する

$$\text{雇用増加数} \times (\text{月間賃金} \times \text{短縮無職期間} + \text{月間賃金上昇分} \times \text{就労可能月数})$$

3.2. GDPの増加

雇用及び賃金の増加からGDPの増加を推定する。3.1.の所得増加額がベースとなる。

最も簡便な方法としては以下の方法が考えられる。

$$\text{所得増加額} \times \text{労働分配率の逆数}$$

その他の方法としては乗数効果から推計することも考えられる。ただし、乗数効果から推計する場合は、所得増加額から生活保護費の削減分などを控除する必要があるかもしれない。

$$\text{所得増加額} \times (1 + \text{消費性向} \times \text{消費乗数})$$

なお、必要な場合は3.3.以降の効果についてもGDPに反映させる。

3.3. 福祉的支出の削減

対象者が就労することで、福祉的支援が必要となくなるとすれば、福祉的支出を削減しても直接的には便益の低下にはならない。むしろ支援を削減することで、支援に費やされていた社会的資源を他に回すことが可能となれば、社会的便益が向上すると考える。

この場合、支援費用の削減分を社会的便益の向上額とみなし、簡便には以下の通りとなる。

雇用増加数 × 平均福祉的支出(将来的累計額)

支援費用、支援期間については、何らかの仮定を置いて推定する。

生活保護費等直接対象者に支給される現金給付は所得の移転と考えて支出額から控除する。

3.4. その他の便益

その他の金銭換算可能な便益としては以下のものが考えられる。

同居家族の就業率上昇・就業時間増に伴う所得増加
犯罪等の社会的費用の低減

3.5. 中間段階が向上した場合の便益

就労には至らなかったが、就労に向けての段階に関しては一定の効果があった場合(引きこもりの対象者がワークショップに参加できるようになった場合など)の効果を便益として計上する。

追加的な支援を継続することで一般就労が可能と考えられる場合は以下の通り、追加費用控除後の所得増加等を便益とする。

(所得増加 + 福祉的支出の減 + その他の便益) - 追加支援費用

追加的な支援を継続しても一般就労が困難と考えられる場合は、福祉的支出の減及びその他の便益が便益とする。

福祉的支出の減 + その他の便益

3.6. 非金銭的便益

そもそもダイバーシティ就労をすすめる目的は労働力を確保するということではなく、就労困難者の方が就労することで、社会に参加し、社会に包摂され、自己実現を可能にし、彼ら自身の幸福度を高めるという大きな意義を持っている。

また、家族にとっても、負担が軽減され、また就労困難者の方の幸福度が高まることを実感することで、家族自身の幸福度が高まる。

社会全体としても、社会的な正義という面から大きな意義を持つ。また、すでに就労中の方々にとっても社会の理解が深まる等によりより働きやすい環境になったり、就労を考えたことのない方が就労を視野に入れるなど外部効果も期待されるものである。

以上のような効果は、金銭的に測定困難ではあるが、可能であればアンケート等で裏付けを取る。

4. 政府財政への影響

政府財政への事業効果は、政府におけるネット・キャッシュ・フロー(将来割引前累計額)で考える。もとなる推計値は3.の推計結果を用いる。

4.1. キャッシュ・アウトフロー(費用)

事業費(補助金額)

社会保険拠出の増に伴う年金給付の増加

4.2. キャッシュのインフロー(便益)

所得増に伴う税・社会保険料の増加(本人、国全体、家族)

福祉的支出(生活保護費 等の給付含む)の減少

5. 本年度において可能な推定作業

5.1. 事業の雇用効果の見込

今回補助事業の見込対象者の事業終了後(一定期間経過後)の直接的成果について、例えば以下のような見込を立てる。

対象者数計	300 人
一般就労	80 人 (うちフルタイム 40, パートタイム 40)
ステージ上昇	150 人
効果なし	70 人

5.2. 一般就労につながった者

5.2.1. 所得増

一般就労(フルタイム、パートタイム)につながった者に関し以下の通りとする。(賃金データは【賃金構造基本統計調査】による)

月間賃金	フルタイム(第1十分位賃金) パートタイム(最賃全国加重平均値 × 平均時間数)
------	---

就労可能期間 3年または5年などと置く

5.2.2. GDP

労働分配率を用いて推計する(データは【法人企業統計】を使用)

所得増総額 × 労働分配率の逆数

5.2.3. 福祉的支出の削減

対象者の属性(引きこもり、刑余者など)ごとに、現状の支援の状況について一定の仮定を置く(例えば一般就労につながるものの〇〇%が現在×々支援を受けているなど)。それに該当す

る支出(本人給付分を控除)の総額が削減できるものとして計上する

5.2.4. その他の便益

一般就労につながった場合、その家族が就労可能になるものと想定し、その所得及び所得に対応した GDP を計上する。

現状の就労率 10%などと仮定(データが有ればそれを使用)

事業後 現在無職の家族のうち 50%が就労、うち 50%がフルタイム等と仮定

賃金 「賃構」(勤続 0 年の賃金等)

就労期間 3 年または 5 年などと仮定

5.3. 中間段階が向上した効果

本年度の報告では指摘にとどめる。

5.4. 非金銭的便益

本年度の報告では指摘にとどめる。

5.5. 社会的費用

補助金見込額に補助率の逆数を乗じたものを社会的費用とする。

5.6. 政府財政への影響

5.2. の効果を踏まえて政府のキャッシュフローへの効果を推定する

アウトフローは補助金見込額とする。